

議案第22号

大津市手数料条例の一部を改正する条例 の制定について

令和6年3月11日
健康保険部保健所健康推進課

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 現状

幼児健診における虫歯予防処置については、大津市手数料条例に基づき、希望者に対してフッ化物塗布に係る歯面塗布処置費及び材料費として手数料(400円)を徴収し、実施している。

2 幼児健診の虫歯予防処置について

本市では、生え始めの虫歯になりやすい乳歯の歯質強化と、口腔保健の向上のため、幼児健診(1歳9か月児健診、2歳6か月児健診、3歳6か月児健診)において、集団歯科保健指導後に歯科健診を実施し、合わせて、希望者に対して虫歯予防処置(フッ化物塗布)を実施している。

実績

フッ化物塗布の実施状況			
	実施	未実施	実施率
令和元年度	6,931人	298人	95.9%
令和2年度	4,513人	300人	93.8%
令和3年度	7,414人	542人	93.2%
令和4年度	7,757人	755人	91.1%

3 改正理由

幼児期から生涯にわたる切れ目のない口腔ケアの推進を目指し、虫歯予防処置（フッ化物塗布）が歯・口腔への関心を高めてもらう機会となり、幼児健診受診時に虫歯予防処置を受ける方を増やすため、手数料を徴収しないこととする。

4 改正内容

大津市手数料条例別表第16項「幼児健診の際に実施する虫歯予防処置1件につき400円。ただし、市内に住所を有する者であって、生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税世帯に属するものその他これに準ずる者として市長が定める者については、手数料を徴収しない。」を削除。

5 財政負担

手数料を徴収しないことによる減収分には、県交付金を活用し、一部補填する予定である。(子ども・子育て施策推進交付金 補助率1/2)

6 施行期日 令和6年4月1日

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

7 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p data-bbox="414 579 674 611">大津市手数料条例</p> <p data-bbox="741 624 987 695">平成12年3月24日 条例第12号</p> <p data-bbox="98 748 342 820">別表(第2条関係) 1から15まで(略)</p> <p data-bbox="98 833 1055 983">16 幼児健診の際に実施する虫歯予防処置 1件につき 400円。ただし、市内に住所を有する者であって、生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税世帯に属するものその他これに準ずる者として市長が定める者については、手数料を徴収しない。</p>	<p data-bbox="1417 584 1677 616">大津市手数料条例</p> <p data-bbox="1742 628 1989 700">平成12年3月24日 条例第12号</p> <p data-bbox="1108 753 1352 825">別表(第2条関係) 1から15まで(略)</p> <p data-bbox="1108 879 1227 911">16 削除</p> <p data-bbox="1108 965 1827 997">(次の第17項から第61項までは、1項ずつ繰上げる。)</p>